

全国人権連2015年度

政府各省交渉資料

(2016年1月28-29日)

【テーマ】

憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしを求める。とりわけ「地域人権」の観点から

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、
のために国の責任と施策の充実を求める。

① 全国人権連の基本的な立場と各省庁共通要求

- 1, 国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、「戦争法」や関連秘密法護法などの廃止、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直し、国民情報管理強化の共通番号制度や消費税の廃止、社会保障の充実など人間らしい生活のできる条件を整備されたい。
- 2, 政府が国会承認を諮る T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）は、関税と非関税障壁の撤廃を原則としている。これにより農業への壊滅的打撃にとどまらず、医療、金融、共済、労働、公共入札、食の安全など、国民生活のあらゆる分野に影響が及ぶ。国民が営々と守り育ててきた日本的慣行やシステム、諸制度が弱肉強食のアメリカ型に置き換えられる。T P P 承認に強く反対する。
- 3, 大震災・原発災害からまもなく 5 年を迎える。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられているが、生活と生業の再建は遅々として進んでいない。原発事故は政府が言う「収束」の見通しも立たない。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域としての復興を強く求める。

原発対策については、断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼働を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。
- 4, 部落問題に係わっては、2002年3月末の特別法失効後14年を迎えるが、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的にはかつての同和地区が対象であり同和対策の延長となっている。社会問題としての部落問題解決の到達点からして地域や住民の選別は有害であり社会的交流を疎外する。「一般対策に工夫」と称する諸施策の全面的廃止をはかられたい。

(1) 農林水産省

1, 2015年10月5日、アメリカのアトランタで開催されていたTPP閣僚会議が「大筋合意」に達した。われわれは農業をはじめ食の安全、医療・保険、地域経済と雇用に重大な打撃を与え、国の主権を侵害するTPP「合意」に強く抗議し、合意の撤回を要求する。

安倍首相は「国会決議を踏まえ、重要品目を関税撤廃の例外とすることができた」と述べたが、国会決議が求めたのは、主要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉から撤退することであった。しかし、「大筋合意」は決議を全面的に踏みにじっている。それは①米価大暴落のもとで、アメリカに米のTPP特別輸入枠7万トンを買いだのに加え、ミニマム・アクセスの運用改悪によってアメリカ産米の輸入をさらに6万ト増やす、②牛肉・豚肉の関税を実質的には撤廃に近い水準にまで削減する、③麦や乳製品、甘味資源のTPP特別輸入枠を新設するなど、どこから見ても「聖域」扱いなどといえるものではない。さらに、5品目以外の鶏肉・鶏卵、果汁、りんご、ワインや林産物、水産物については関税撤廃にまで踏み込んでいる。このように日本の農林水産業への影響は計り知れない。食料自給率を引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものである。「合意」の撤回を強く求める。

2, 地域資源を生かした第一次産業の振興とともに、「山の駅」（仮称）など地域にあった生活拠点をつくり、集落を結ぶコミュニティバスの運行、高齢者集落への「集落支援員」の配置などにより、買い物や医療、福祉、教育などの生活に不可欠な最低条件の整備を求める。こうした対策を講ずる自治体に対し、国の支援など過疎集落への支援を思い切って強化することを求める。

3, 各地の自治体では、新規就業者にたいするさまざまな対策がとられている。国の新規（漁業・農業・林業も）就業者総合支援事業を希望者が受けやすい内容に充実・改善するとともに、自治体などが行っている若い新規就業者に一定期間生活費を補てんする制度を国の制度として確

立し、若い人の就業と定着をはかることを目的とする新規就業者支援制度の創設を検討されたい。

4、一般歳出に占める農林水産予算の割合は2000年の7.1%から2014年には3.3%に低下している。現在の国の予算規模を前提にしても、農業を「国づくり」の柱に据え、予算上の位置づけを13年前の水準に戻すだけでも約1兆円は確保できる。また、農林水産業の生産額と農業予算の割合を比較すると、アメリカ56.0%、フランス33.9%。ドイツ62.0%、韓国59.8%、日本27.5%であり、日本の農業予算の貧弱さが目立つ。この割合を先進諸国なみに高めれば、農業予算の大幅増額が必要になる。食料の増産には、湿田の乾田化、用排水施設の維持・補修、山間地域の圃場整備などの土地改良事業が欠かせない。土地改良や施設の建設などは大型事業中心ではなく、農家や地元負担が少なく、経営改善につながる事業に予算を重点的に配分することを求める。

(2) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に所得格差を拡げ低所得者の生活を破壊する消費税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。消費税に係わり食料品をはじめ生活必需品は、ただちに非課税にされたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」（「えせ人権行為」と称すべき実態にある）がいまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
 - ①皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
 - ②包括的に「貿易障壁」をすべて撤廃しようとするT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、日本の農業、漁業をはじめ地域経済を破壊するものであり、これへ全面参加によって340万人の雇用が失われることを農林水産省ですら試算している。またT P Pへの参加は我が国の有力な地場産業である靴・履物産業を存亡の危機に追いやるものである。政府はT P P承認を断念すること。
 - ③産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、W T O協定の改定について提起し、W T O協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。

④現行の関税割当（TQ）制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉－ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。

5、東日本大震災の被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。また「原発ゼロ」の国民の願いを受け止めて全国の原発の再稼動を容認しないこと。

(3) 国土交通省

- 1, 住まいは人権の立場で風呂付き公営住宅を多く建設するとともに、公営住宅比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
 - 2, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。また公営住宅入居に当たっての身元保証人制度は自治体などが援助できるようにするとともに、収入基準を更に緩和されたい。
 - 3, 高齢者・障がい者の単身者のみならず、社会の主流になっている単身者全体を視野に入れた公営住宅の入居基準の見直し推進のための通達を出されたい。
 - 4, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。
- ①公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益はかつて65%の進捗であったが今日の到達はどうか。また公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
- ②不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。
- 旧同和地区に建設された階段室型の公営住宅・改良住宅へのエレベーター設置を推進するための財政的支援のみならず、技術的支援を具体的に実施されたい。

③旧同和地区に建設された公営住宅・改良住宅などの空き家に地区外住民が入居できるよう入居基準の見直しを推進するための通達を出されたい。また空き室公募の自治体がことさらに同和対策の経過を強調するような広報は止めるよう指導されたい。

④若年層が住宅外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。公営住宅を維持し世代交流ができ、特定地域への集住から住宅の分散拡散も工夫されると同時に、住み替えもできるようにされたい。

5, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくるとともに、自治体への指導も徹底されたい。

6, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）については、限度額を引き上げるなど充実をはかるとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権については、連帯保証人が死亡した場合も同様に、全額国で負担措置されたい。また債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料を示されたい。

7, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増しているが、今後の補助金制度の見直しなどを具体的に明らかにされたい。

8, 2014年に「空き家対策特別措置法」が成立した。空き家取り壊しによる固定資産税の軽減措置を行うなど老朽危険空き家をなくすための施策が求められる。またシェアハウスへの活用など空き家活用を行う地方自治体への支援をすすめられたい。

9, 政府が都市部も含め全自治体に要請している「公共施設等総合管理計画」の策定では、「市町村間の広域連携を一層進めていく観点」での各施設の統廃合をせまり、学校統廃合をいっそう促進するなど、「集約化」の名による身近な住民サービスの切り捨てが行われている。強制に対する歯止めを指導されたい。

10, まちづくり交付金は、2010年4月に創設された「社会資本整備総合交付金」に統合され「都市再生整備計画事業」になり、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的」に「交付金」がだされ、「高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等」も対象とされている。「住民本位」「住民自治」の観点を重視するよう自治体を指導されたい。

11, JR篠栗線（福北豊線）の柚須駅の改築工事（ホームの拡幅工事等）をする場合、費用は当該の自治体（粕屋町）の負担にしている。JRは負担しない。これは不当ではないのか。駅に係わる工事等は、直接利益を得るJRが負担し、工事等もJRの責任で行うべきではないのか。この場合、国の補助金はどうなっているのか、国土交通省の考えを伺いたい。

(4) 法務省（人権擁護局）

1, 「国内人権機関」設立について、以下の点を求める。

- ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
- ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
- ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からはずす
- ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
- ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
- ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。

2, 人権擁護機関の充実・強化を図られたい。

人権擁護機関の国民への周知徹底、職員数の増員と専門性の強化、委員制度の形骸化、名誉職化、高齢化などを改善するために財政的保障も含めた選出方法の抜本的な改正、迅速な回答を図られたい。

また、人権侵犯に対する判断に不服がある場合の申し立て手続きの創設、申請者の申請権の明示、調査結果の回答義務や決定理由の明示義務の明確化、申告者と被申告者の同席による意見陳述の提供など、人権侵犯処理規程の見直しを図られたい。

3, いわゆる「ヘイトスピーチ」（差別扇動行為）とかかわって

省は来年度どの程度の予算で対策を考えているか。「ヘイトスピーチ」そのものを規制する新規立法が必要な事態と考えているか。「実態把握」を官房長官も認めていたが調査の進捗状況は。「ヘイトスピーチ」は既存法制で対応できないか。「ヘイトスピーチ」を内容とする街宣は個人救済の「勧告」がなされたが「人権侵犯事件調査処理規程」にある「特別事件」に含め迅速な対応が必要と考えるが如何か。

また、「北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めると

ともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とする」とことと係わって、私たちは拉致問題の早期解決を願う立場であるが、国民啓発がいわゆる「反北朝鮮」啓蒙であるならば、国内での「ヘイトスピーチ」街宣などの運動への誤ったメッセージとなりかねないを考える。真に拉致を含む問題解決を図るためにも、「啓発週間」の有り様を見直されたい。

なお「人種差別撤廃」に係わる「ヘイトスピーチ」規制は、国民の言論表現の自由を侵害・抵触するものであってはならない。新規言論規制立法については慎重な対応を求める。

4、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの割合や内容の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねないと指摘してきた。是正をセンターに求められたい。

また、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのように認識されているか。「市民意識調査」は「同和地区」「同和地区住民」を前提に実際の問題行為では無く、「同和問題」の理解を問うて「啓発効果」を図る程度の意味しかなく、実際の認識に誤解を与えていることから有益な設問とは言えない。「同和地区」「同和地区住民」を前提とする設問はやめられたい。

5、5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。「どのような人権問題があると思うか」との問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、

科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでていますが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。

6, 大阪府と府下自治体は共同して「同和地区問い合わせ」マニュアルを作成している。「同和地区」「部落」が存在するかのように捉え、問い合わせがあれば「差別事象」とカウントする。市民からの「問い合わせ」に対しては「同和地区はない」と答えることで済むことである。相手が不詳であるにもかかわらず「差別意識」の反映であるとして「市民啓発の強化」に結びつけるのは本末転倒である。「同和地区の問い合わせ」に対し省は如何なる対応と見解か、明らかにされたい。

7, 議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月6日法律第147号)は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯があります。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権(同和)啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生じている。

部落(同和)問題の実態から乖離した人権(同和)啓発や人権(同和・解放)教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し

規定に則り即刻廃止されたい

8、2015年は日本共産党員と支持者が強権的に職場を追われた「レッドパージ」から65周年であった。うち、兵庫レッドパージの原告3人は、98歳、94歳、85歳と高齢の域にあり、道義的にも生きているうちの名誉回復が求められる。なお、給料から天引きされた公務員共済の掛け金、昭和19年6月1日～昭和25年8月29日(56カ月分)が未払い状態となっている。総務省大臣官房秘書課は「弊省において資料の確認ができない」(平成27年9月9日付回答)としているが、再調査の上、年金掛け金分の給付を行うよう貴省からも要請されたい。

(5) 文部科学省

1, 義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金の拡大、私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされたい。

高校無償化の所得による制限を設けないこと。義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。

また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を実際の建築単価に見合うものにする。

2, 小中学校の教職員定数について、2016年度予算では3479人（基礎定数3100人、加配定数379人）を削減し、さらに、12学級未満の学校（小学校の46.5%、中学校の51.6%）の統廃合を加速させることを求めている。これは特別な支援を必要としている生徒が年々増加していることや、いじめ・校内暴力の深刻化、過去最高水準にある不登校、貧困と格差の拡大などの課題が山積した深刻な状態の学校の現状を放置しようとする予算組みであり、断じて認めることはできない。

しかも公立教員（小中）採用のうち講師採用が、福岡は43.8%（96人）、千葉県30.8%（586人）、愛知県20.3%（409人）と正規教員採用を抑制し劣悪な労働条件の「講師」で代替えし、「臨時免許」まで交付するなど児童生徒の学習権を侵害している。OECD（平均4.7%）並みに教育予算を増やすことを真摯に検討していただきたい。

3, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の求職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。

4, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権（同和）問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置による大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。

5, 内心の点数化につながる「道徳の教科化」で徳目の押しつけは止められたい。

6, 同和問題に関わる教科書記述について、児童生徒の発達段階を考慮し義務教育段階の教科書に記述すること自体の是非を検討するとともに、政治起源説や今日の研究水準を反映していない記述や各時代の中での偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述などを全面的に是正し、誤った理解が拡がらないよう学習指導要領を見直されたい。

「差別発言」とされる用語を学校教育で教えて使うなどは矛盾している。義務教育段階では不要な賤称語記述と、それにもとづく学習指導はやめられたい(副読本も同様)。学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的解決をはかるよう徹底されたい。

旧同和地区の児童生徒を選別し「部落民宣言」を行わせる学校がいまだにみられる。また「フィールドワーク」と称して多くの住民の意向を無視して旧同和地区を見学することが行われている。時代錯誤も甚だしい。省は即刻関係教育委員会に是正を指導されたい。

7, 議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月6日法律第147号)は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯があります。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権(同和)啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生

じている。

部落（同和）問題の実態から乖離した人権（同和）啓発や人権（同和・解放）教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し規定に則り即刻廃止されたい

- 8、国会の衆参両議院は2008年6月6日、それぞれ「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択した。省は国会決議を活かし、アイヌ民族関係者で高校・大学に進学する者への奨学金を給付にし、全国どこでも受けられるよう行政が責任をもつこと。
- 9、20万件といわれる、いじめの問題で法制定や指導通知がなされたが、管理と競争主義のゆとりのない学校や教育内容を抜本的に見直さなければ減らすことはできない。大津の教訓をどのように受け止めているか明らかにされたい。
- 10、学力テストは、子どもや教師、学校の競争と選別を促すのみで何ら得るべきものはない。しかも学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育をいっそう学力テスト対策偏重でゆがめ、豊かな学力の形成を妨げる。テストのとりやめと公表の中止を強く求める。
- 11、教職員の長時間勤務問題を早急に解消するとともに、給与や昇任・昇格等に反映させるようになりつつある教職員評価制度（「勤務評定」）は、教職員への管理・統制を強化し職員を分断する教育にあるまじき制度であり廃止すること。
- 12、保護者・児童が学習塾に頼るのが当然のようにになっている現在の義務教育のあり方を抜本的に検討し、改善を図ること。

6－（１）厚生労働省（雇用開発課）

1、派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円に大幅に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

特に若年層の過労死や精神障害の増大は、正規・非正規問わず、過酷なノルマと異常な残業、不出来の場合は自己責任を迫りし休職に追い込むなど労働者使い捨ての実態が反映している。いわゆるブラック企業の規制をはじめ労基署は十分な相談体制をとること。

2、就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しの根絶、「不安定就労者」の定義を明らかにするとともに、不安定改善のための施策を整備すること。

さらに「選考採用委員」手帳における資料では同和偏重をあらため憲法条項を周知すること。

3、女性の経済的自立はきわめて困難を強いられている。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の66.8%、女性管理職の比率はわずか9.9%で、セクシャルハラスメントの告発もあとを絶たない。ジェンダー平等に係わり国際的評価も依然低いままである。抜本改善に取り組まれたい。

4、隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、昨年度の実績を各県ごとに明らかにさ

りたい。

5、労働者名簿の作成は労働者の数に関係なく、全ての企業に対して義務付けられている。労働基準法第107条及び施行規則第53条では、性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む)、死亡の年月日及びその原因の記載である。しかし事業所によっては1997年法改正で削除された「本籍」の記載を求めているところがある。法違反の実態把握及び問題是正をはかられたい。

6、ILO第83回総会で採択された第177号条約(通称・家内労働条約)について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

(1) 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。

(2) 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとる抜本的対策を実施すること。

(3) 特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立すること。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げること。

(4) これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

6－（２）厚生労働省（地域福祉課）

1、母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。

また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。さらに、保護者の自己責任と市場ルールによる「子供・子育て新システム」をやめること。

2、「部落解放団体」支部事務所や「人権協会」などを抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

部落（同和）問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。

なお隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーターの設置等を確保されたい。

3、生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理すること。また、母子加算や老齢加算を復活するとともに、職業訓練を支給条件とする「自立」の強制や冬期加算、住宅扶助の見直しをやめて、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げること。さらに扶養義務の押しつけはやめること。

6－（3）厚生労働省（老健局関係等）

1, 介護保険給付区分の見直しによる要支援1と2の自治体移管をやめられたい。また利用抑制につながる利用者負担の増額もやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえ国の制度として拡充・整備を検討されたい。

2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。

（1）介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のため単価アップをはかられたい。

（2）介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大されたい。また、利用者に負担をかけずに加算金を継続、増額の対策を講じられたい。

（3）障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。

3, 「自立支援給付」として重度訪問介護を受けていた方が、「65歳になったから介護保険に移行しなさい」として自立支援法の介護給付を拒否されるケースが多く自治体で問題になっている。国の考えは「自立支援法の支給の際には様々な事項を考慮せよ」として一律的機械的な対応を戒めていると受け止めてよいのか。県や市を指導されたい。また、介護保険対象障害者に対する支援削減の大きな原因は国庫負担基準の介護保険対象者に対する減額規定にあることから、国庫負担基準の「介護保険対象者減額規定」撤廃をされたい。

4, 年金受給権を尊重し、安定した年金運営の確保などで支給年齢の繰り上げや給付額の実質的切り下げをしないこと。豊かで安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にし、年金の支払いは隔月を止めて毎月支払いとすること。

非正規労働者が増える中、無年金者の増大、生活破綻を生まないために最低保障年金制度を創設されたい。

5, 国保税の都道府県単一化（広域化）に反対である。また強制徴収や債権管理機構へまわすことなどをやめ生存権や人権を保障されたい。国保減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。

6, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネジャー配置への行政支援を行うこと。

(1) 24時間体制、看取り態勢を支えるうえでも、訪問診察を柔軟に行えるようにされたい。

(2) 小規模多機能居宅介護事業所の利用者が入院した場合においても、本人等の合意のもとで引き続き利用契約がなされている場合は、介護保険制度の契約が成立することを認められたい。

(3) 小規模多機能型居宅介護の普及を図る上でも、義務づけられているケアマネジャーの配置を解消し、一般のケアマネジャーでも対応できるシステムに至急切り替えられたい。

(7) 外務省・総合外交政策局（人道人権課）申し入れ

- 1, 公正で政府から真に独立した国内人権機関設置の具体化を求める。
 - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
 - ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
 - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からはずす
 - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
 - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
 - ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。

- 2, 「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもとの、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。

2013年に廃止された婚外子相続分規定を除く民法の差別規定のうち、夫婦同姓の強制と女性のみでの再婚禁止期間を違憲とする訴訟の最高裁の憲法判断は不当なものである。委員会勧告を誠実に受け止め履行されたい。

また、性差別撤廃条約選択議定書の批准を進められたい。

- 3, 「人種差別撤廃」に係わる「ヘイトスピーチ」規制は、国民の言論表現の自由を侵害・抵触するものであってはならない。新規言論規制立法については「人種概念」の明確な規定をはじめ慎重な対応を求める。

(8) 内閣府への要望（内閣府大臣官房政府広報室世論調査担当）

5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。どのような人権問題があると思うかとの問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで問題が起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでているが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。